

# 所得税と住民税の申告は

## 二月十六日からです



昭和六十年分所得税の確定申告及び住民税の申告は二月十六日から受付が始まり三月十五日までが申告期限です。期間間近になりますと混雑し長時間お待ちいただくことになりますから、できるだけ早めに申告を済ませてください。

### 「所得税」

◎確定申告をしなければならぬ人

一、事業をしている人。不動産収入のある人。土地や建物を売った人などで、昭和六十一年中の所得金額の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。

二、サラリーマンで、給与の年収が一千万円を超える人。給与所得や退職所得以外の所得金額が二〇万円を超える人。二ヶ所以上から給与(年金受給者含む)を受けている人。

や医療費控除を受けようとする人は「昭和六十一年分町・県民税申告のしかた」をよく読んでご自身で計算し、正しい申告をしてください。なお、住民税の申告書及び申告のしかたは、後日送付いたします。

確定申告や住民税の申告には印鑑、源泉徴収票、各種領収書、証明書などご持参の上申告してください。

### 下水道受益者負担金 今月で完納

昭和五十六年度から皆様方のためかと思っております。より下水道事業に對し、工事費の一部として協力いただきたい受益者負担金について、今年度も完納することになりました。おかげ様をもちまして、昭和六十一年度より逐次供用開始にお納めくださるようお願いいたします。これも皆様方のご理解です。

### 所得税の還付申告を受ける方へ

昭和六十年分所得税の還付申告を受けられる方は、お手数でも新津税務署が役場で申告用紙をお受け取りの上、申告されますようお願いいたします。

#### 納税相談日の利用を

確定申告の期間中、左記のように「納税相談」が実施されますから御利用ください。

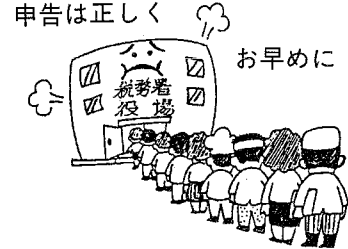
◎営業、譲渡、贈与関係者  
日時 三月六日午前九時三十分  
分より午後四時まで

◎税理士会員の無料相談所  
二月二十五日と三月五日  
会場 役場一階集団検診室

### 所得税も安全で便利な 振替納税で

所得税の振替納税についても本町の振替納税推進の町宣言を機会に普及啓蒙をはかっております。

確定申告により所得税を納税する方は、ぜひ安全で、便利なこの制度をご利用ください。利用されますと、納税のため



申告は正しくお早めに

#### 「住民税」

次に住民税の申告は、昭和六十一年一月一日から三月三十一日までの間に所得(年金受給者含む)のあった人や、生命保険

の手数が少なく、ついつい納期限を忘れて滞納してしまつたなどの事がなく、大変便利です。

ご利用なさる方は、金融機関名、口座番号、通帳の印鑑が必要ですから、確定申告の際ご持参ください。

### 福祉係より年金のお知らせ

### 特別障害者手当制度が 創設されます

昭和六十一年二月一日から後場福祉係で行います。

二十才未満の障害児には、従来同様の手当が支給されます。なお、支払月は特別障害者手当と同期月です。

#### 経過措置福祉手当

障害基礎年金制度の対象にならない者で、特別障害者手当の障害認定基準に該当しないが、現行福祉手当の認定を昭和六十一年三月までに受けた者には、その障害が継続する間に限り、従来の手当が支給されます。詳しくは、役場町民生活課福祉係へお問い合わせください。

### 誕生月には 現況届の提出を



国民年金の老齢(通算老齢)年金を受けている人は、毎年誕生月に「国民年金受給権者現況届」を提出しなければなりません。現況届は、引き続き年金を受けられるかどうかを確認する大切な手続きです。提出を忘れると、年金の支払が止められることとなりますので注意してください。現況届の用紙は、誕生月の上旬に社会保険庁から送られてきますので、市町村長の証明を受けて、月末までに必ず着くように投函してください。年金を受けてから一年を過ぎない人や、支払が停止されている人は、現況届を提出する必要はありません。

### 四月以降に申請書を 提出してください

現行制度	新制度
国民年金に任意加入	第一号被保険者 ↓引き続き保険料を納める。
国民年金に未加入	第二号被保険者 ↓昭和61年4月以降、市町村民生活課に届け出る。
厚生年金に加入	第三号被保険者 ↓昭和61年4月以降、市町村民生活課に届け出る。
厚生年金に加入(国民年金の第一号被保険者)	夫が厚生年金(船員)に加入 ↓昭和61年4月以降、市町村民生活課に届け出る。
国民年金に加入	夫が共済年金に加入

### 心あたたまるご協力ありがとうございました。

赤い羽根共同募金 1,715,780円  
歳末たすけあい募金 332,696円

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金につきましては、町民の皆様から温かいご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。この運動は、10月1日～12月31日まで全国一斉に実施されましたが、町におきましても町民ひとりひとりをはじめ、会社、団体の方々など地域ぐるみの募金運動としていただき、また嘱託員、仏教会、民生委員など多くの人々から募金にたずさわっていただき、好成績に終わりました。

皆様からお寄せいただいた浄財は、総額2,048,476円にも達し、このうち、県内全域の福祉のために436,000円を配分し、募金総額の約79%にあたる1,612,476円が小須戸町社会福祉協議会に配分され、恵まれない方々のために役立てられます。

募金内訳	戸別募金 1,162,978円
	法人募金 513,500円
	学校募金 39,302円
	歳末たすけあい募金 332,696円

現在、厚生年金加入者の配偶者で、国民年金に加入されていない方は、第3号被保険者として強制加入となります。昭和61年4月以降に国民年金に加入しなければなりませんので申請をしてください。